

令和6年度

# 保育施設利用案内

☆このしおりには、保育施設の利用（入所）手続きや必要書類などについて記載しています。よくお読みのうえ、申請をしてください。



## もくじ

1. 保育施設の利用にあたって
2. 教育・保育給付認定とは
3. 保育認定・利用の事由
4. 利用（入所）申込み方法
5. 利用（入所）承諾後について
6. 利用申込みに必要な書類
7. 利用者負担額（保育料）
8. 延長保育について
9. 慣らし保育について
10. 広域利用について
11. その他

松茂町 福祉課

〒771-0295

徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地

電話：088-699-8713

## 1. 保育施設の利用にあたって

この案内の「保育施設」とは、認可保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育等の施設のことです。保護者のいずれもが保育を必要とするいずれかの事由に該当する場合に利用することができます。

## 2. 教育・保育給付認定とは

「子ども・子育て支援新制度」では、保育施設を利用した場合の教育・保育に係る経費について、松茂町が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

（教育・保育給付認定と保育の利用の申込みは同時です。）

### 1号認定 教育標準時間認定

幼稚園・認定こども園（教育部分）へ入園希望の子ども

### 2号認定 保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する子ども

### 3号認定 保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設での保育を希望する子ども

※松茂町では、4月1日での年齢で認定します。

## 3. 保育認定・利用の事由

保育認定（2号・3号）を受けられるのは、令和6年4月1日の時点で松茂町に住民登録がある子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合であって、子どもを保育することが困難な場合です。

保育を必要とする事由	保育必要量※4
就労している場合※1 （自営業・農業等含む）	標準時間：就労時間月 120 時間以上の方 短時間：就労時間月 64 時間以上の方
児童の母親が出産前後の間もない場合※2	標準時間
疾病、または心身に障がいを持っている場合	標準時間
常時介護・看護している場合	標準時間
求職活動している場合	短時間（利用期間3ヶ月、延長なし）
就学・職業訓練している場合	標準時間
虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
育児休業中に利用継続している場合※3	短時間
災害復旧にあたる場合	標準時間
その他、町長が認める場合	標準時間

- ※1 通勤時間を含めて1日8時間以上の保育が必要な場合等、標準時間の利用ができる場合があります。
- ※2 出産予定日の産前1ヶ月～産後2ヶ月後の末日までが保育の有効期間です。
- ※3 在園児以外の子(第2子以降)の育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、原則として保育施設への利用手続きはできません。ただし、出生児童が1歳に達する月以内の育児休業を取得する場合に限り、特例として現在通園中の児童を継続して利用することができます。
  - ・育児休業期間確認の必要がありますので、勤務先にて「就労(内定)証明書」に育児休業期間を記載してもらい、利用中の保育施設に提出してください。
  - ・育児休業から復帰する場合の利用希望月は、復帰日前月からとなります。
  - ・育児休業中の利用申込及び転園はできません。
- ※4 希望により、保育必要量を短時間に短縮することができます。

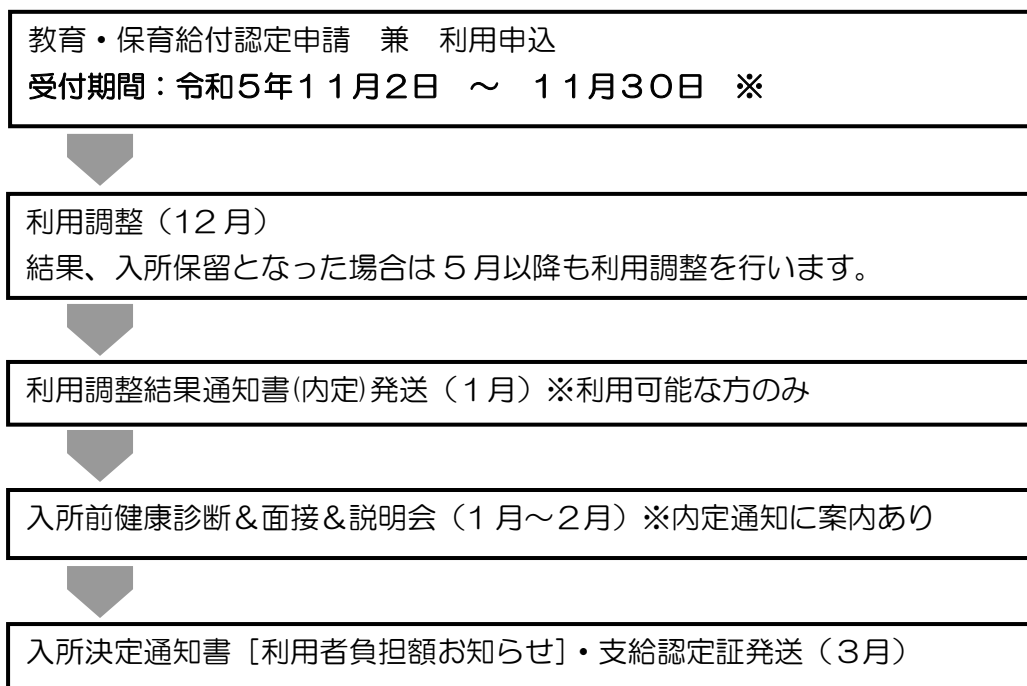
#### 4. 利用(入所)申込み方法

○受付場所：松茂町役場 福祉課

○受付時間：午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日は除く)

利用者負担(保育料)の滞納がある方は、受付できません。福祉課にてご相談ください。

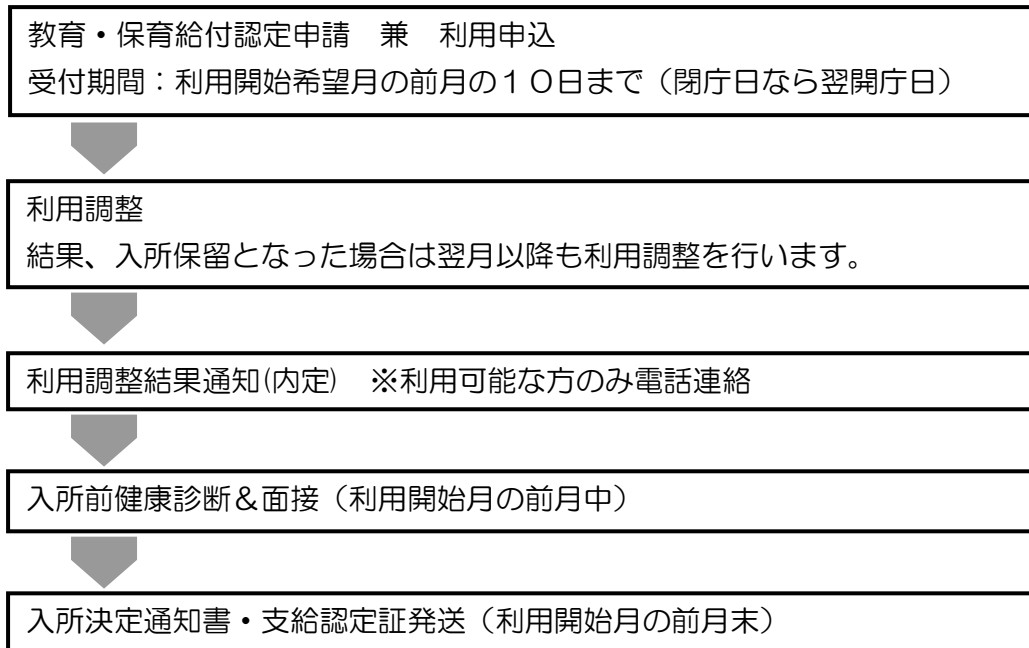
#### 【4月からの利用(入所)を希望する場合】



※受付期間を過ぎても申込は可能ですが、二次選考となります。

ただし、令和6年2月10日を過ぎた場合は4月利用の申込はできません。

## 【年度途中利用（入所）を希望する場合】



## 5. 利用（入所）承諾後について

### ○家庭の状況の変化

住所・世帯構成・勤務先・保育に欠ける要件などが変わったときは、すぐに利用中の保育施設または福祉課へ届け出てください。

就労先の変更で、就労証明書の取得に時間がかかる場合は、区分の変更等に対応させていただきます。利用中の保育施設または福祉課までご連絡ください。

### ○保育施設の変更

年度の途中での転園は原則認められません。転園を希望される場合は、新年度の4月利用申込期間内に利用申込みをしてください。

### ○保育施設の退所

年度の途中で退所する場合は、退所を希望する月の15日までに退所届を利用中の保育施設へ提出してください。また、退所日については、希望月の末日になります。

### ○特例としての通園

次年度に就学を控えている5歳児クラスの児童については、年度末まで通園を認める場合がありますので、福祉課までご相談ください。

## 6. 利用申込みに必要な書類

全 員 必 要	<p>☆<input type="checkbox"/>教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 利用希望児童ごとに必要です。</p> <p><input type="checkbox"/>保育の必要性を証明する書類（<u>父母ともに必要です。</u>） （兄弟で同時申込みの場合、原本 1 部でも構いません）</p> <p>☆ ①就労（予定）している方：就労証明書（自営業、農業、漁業等含む） ②出産（予定）の方：母子健康手帳（分娩予定日の記載部分コピー）</p> <p>☆ ③病気により療養中の方：疾病状況申告書</p> <p>☆ ④介護・看護をしている方：介護・看護状況申告書</p> <p>☆ ⑤求職活動中の方：求職活動に関する申立書</p> <p>☆ ⑥就学中の方：就学等（予定）証明書</p> <p>⑦災害復旧対象の方：罹災証明書</p> <p>☆<input type="checkbox"/>個人番号（マイナンバー）申告書 <u>個人番号カードもしくは</u> <u>個人番号通知カードと運転免許証など（身元確認できるもの）</u></p> <p>☆<input type="checkbox"/>家庭状況申告書 利用希望児童ごとに必要です。 ☆印のものは町ホームページからもダウンロード出来ます。 <a href="https://town.matsushige.tokushima.jp/docs/hoiku/">https://town.matsushige.tokushima.jp/docs/hoiku/</a></p>
該 当 者 の み 必 要	<p><input type="checkbox"/>松茂町口座振替依頼書 きょうだいが入所済で、以前に松茂町口座振替依頼書を提出されている方 または、認定こども園に入園した場合は提出不要です。</p> <p><input type="checkbox"/>離婚調停中で別居されている方：調停中であることが分かるもの （裁判所発行）のコピー</p> <p><input type="checkbox"/>利用申込みを行う児童に疾病がある場合：児童の疾病にかかる診断書</p> <p><input type="checkbox"/>その他、状況に応じて提出を依頼する場合があります。</p>

※申込書類に虚偽があった場合は、利用（入所）を取り消します。

※申込書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに福祉課までご連絡ください。

<例> 求職活動で申請していたが、就労が決定した場合、ご連絡いただくとともに、  
就労証明書の提出が必要です。

## 7. 利用者負担額（保育料）

保育施設の利用者負担額（以下、保育料という。）は、父母の市町村民税額の合算により決定することとなります。ただし、祖父母が利用児童又は父母を税の扶養にしている場合、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母も合算します。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

### ◎R6. 4月～8月分の保育料

令和4年1月～12月の収入から算定された町民税所得割額等から算定

### ◎R6. 9月～翌年8月分の保育料

令和5年1月～12月の収入から算定された町民税所得割額等から算定

#### ○保育料の算定方法

市町村民税の「所得割額」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料を算定します。ただし、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、住宅ローン控除、配当・株式譲渡割控除等は、保育料の算定に適用しない税額控除です。

※修正申告した場合、福祉課までお越し下さい。申告した月の翌月から保育料が変更となる場合があります。

保育料口座振替日：毎月末日（12月は25日）金融機関の非営業日の場合は翌営業日（ただし、認定こども園、地域型保育施設については各施設が保育料を徴収します。）

### ◆給食費の助成制度について

松茂町では、少子化対策として、国の副食費の免除制度をさらに拡大し、下記の条件に該当する場合は、給食費（主食・副食費）は無償になります。※主食・副食費ともに上限額あり。

#### 対象児童

- ・ 3歳児クラス～5歳児クラス
- ・ 年収360万円未満相当の世帯の子ども又は第2子目※以降の子ども  
※第2子目…教育・保育給付認定保護者と同一世帯で生計を一にする、  
18歳未満の子どもから数えて第2子目の子ども

## 松茂町特定教育・保育施設（2号・3号）保育料一覧表

階層区分	認定区分	3号認定（0・1・2歳児クラス）の保育料（円）				
	きょうだいカウント※	第1子		第2子		
	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
C1	非課税世帯	0	0	0	0	
市町村民税所得割額	C3	0円～48,599円	16,500	16,200	8,250	8,100
	D1	48,600円～96,999円	25,500	25,000	12,750	12,500
	D2	97,000円～168,999円	37,800	37,100	18,900	18,550
	D3	169,000円～300,999円	51,800	50,900	25,900	25,450
	D4	301,000円～396,999円	56,600	55,600	28,300	27,800
	D5	397,000円～	56,600	55,600	28,300	27,800
ひとり親等世帯	B	C1階層でひとり親等世帯	0	0	0	0
	C2	C3階層でひとり親等世帯	7,600	7,600	0	0
	D1	町民税所得割額 48,600円～77,100円 でひとり親等世帯	7,600	7,600	0	0

■認定区分：2号認定（3歳児クラス～）の保育料は無償です。

※きょうだいカウントについて（第2子）

市町村民税所得割額	きょうだいカウント方法
57,700円未満 （ひとり親等世帯は77,101円未満）	第2子の算定対象となる年齢制限はありません。
57,700円以上 （ひとり親等世帯は77,101円以上）	就学後児童は対象外。（例、 <u>小学校1年生のきょうだいがいても数えない。</u> ）

※きょうだいカウントについて（第3子以降）第3子以降の保育料は無償です。

市町村民税所得割額	きょうだいカウント方法
57,700円未満 （ひとり親等世帯は77,101円未満）	第3子以降の算定対象となる年齢制限はありません。
57,700円以上 （ひとり親等世帯は77,101円以上）	同一世帯で生計を一にする、18歳未満の子どもから数える。

## 8. 延長保育について

延長保育料	
事前利用登録した場合	1,000円/月
事前利用登録しない場合	300円/1回

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが特定教育・保育（保育に限る。）を利用している場合は、その子どもも算定対象人数に含め、延長保育料の額は、第2子以降は半額とする。
- 市町村民税非課税世帯の子どもについては、無料とする。
- 当分の間、みどり保育園の保育標準時間認定子どもについては、適用しない。

## 9. 慣らし保育について

新規利用する子どもについては、お子さんの環境変化への適応等を目的として、通常の保育利用よりも短い時間に限定して保育する「慣らし保育」を行います。最初は、2時間程度の保育から始め、お子さんの月齢や個人差もありますが、通常2週間程度は早いお迎えをお願いすることとなります。あらかじめご承知おきください。

なお、この期間中も保育料は満額かかります。

※利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

## 10. 広域利用について

広域利用とは、里帰り出産や両親の勤務地の関係などで居住地での利用が困難な場合に、子どもの住所地以外の市町村の認可保育施設を利用する制度です。

通常の申込みとは申請方法が異なりますので、広域利用を希望する場合は担当課までご連絡ください。

## 11. その他

- 利用申込みに関して、電話等により聞き取り調査を行うことがありますので、ご了承ください。
- 事実と異なる申立てや届出等があった場合は、利用の取消し、退所又は「子ども・子育て支援法第87条の規程による過料に関する条例」に基づき過料を科すことがあります。
- 保護者やご家族の方の仕事等がお休みの場合、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。
- 台風などの自然災害により保育実施及び登園・降園が危険と判断された場合には、自宅待機や早めのお迎えの依頼をすることがあります。



## 【一時預かり事業について】

保護者の傷病・入院、災害・事故、短時間就労、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育する事業で、原則として、ひと月連続1週間が限度です。（特別な理由により町長が必要と認める場合は2週間が限度です）

なお「集団に慣れさせるため」「遊ぶ場所がない」「友達がいない」などの理由では利用できません。

申請は2月を予定しています。時期がきましたら、広報やホームページなどでお知らせします。

【保育施設の一覧】

●松茂ひまわり保育園

住所・電話番号		中喜来字群恵47番地1 TEL：699-6610
定員等		定員100名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：15～18：15
	延長保育時間	18：15～18：45
開所時間		7：15～18：45

●みどり保育園

住所・電話番号		北島町中村字河原11番地3 TEL：699-5075
定員等		定員30名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：00～18：00
	延長保育時間	18：00～19：00
開所時間		7：00～19：00（月～金） 7：00～18：00（土）

●まつしげ子ども園

住所・電話番号		笹木野字山東43番地 TEL：699-3160
定員等		定員105名 6ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：30～18：30
	延長保育時間	7：00～7：30・18：30～19：00
開所時間		7：00～19：00

※ まつしげ子ども園の定員は保育部分（2・3号認定）の人数になります。

教育部分（1号認定、定員15名）を含めると定員は120名です。

●きららこども園

住所・電話番号		中喜来字前原東七番越19番地3 TEL：699-3886
定員等		定員90名 2ヶ月～就学前
利用可能 時間	保育短時間	8：30～16：30
	保育標準時間	7：00～18：00
	延長保育時間	18：00～19：00
開所時間		7：00～19：00

※ きららこども園の定員は保育部分（2・3号認定）の人数になります。

教育部分（1号認定、定員10名）を含めると定員は100名です。

